

(意見書案第 7 号)

軽油引取税等に関する意見書

軽油引取税については、平成 21 年度の地方税法等の改正により一般財源化され、道路目的税から普通税となったことに伴い、従来、道路使用に直接関係を有していない等の理由により設けられていた免税制度が大きく変更され、農林漁業における燃油に係る軽油引取税については、法改正後も平成 24 年 3 月 31 日までの間は課税免除の措置が継続されているが、その廃止は今後の農林漁業経営に甚大な影響を与えるものと懸念される。

また、農林漁業用 A 重油に対する石油石炭税の免除・還付措置については、これまで数次の延長措置が講じられてきたが、この免税等措置が平成 23 年度をもって終了した場合や、新たに負担増となる地球温暖化対策税についても、燃油への依存が強い本道の農林漁業経営にさらなる負担を強いることとなり、地域経済全体に対して大きな影響を及ぼすことが懸念される。

また、制度の継続等は、農林漁業の振興だけでなく、食料自給率を向上させる観点からも有効であり、強く望まれるものである。

よって、国においては、次の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 農林漁業に使用する軽油に係る軽油引取税の免税措置を存続などすること。
- 2 農林漁業用 A 重油に係る石油石炭税の免除・還付措置について恒久化すること。
- 3 地球温暖化対策税については、農林漁業者の負担が一切ふえることのないよう万全の措置を講ずること。特に、燃油への課税については油種にかかわらず負担増を回避するよう措置すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 9 月 20 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
農林水産大臣

宛